

規制に係る事前評価書

法令の名称	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
政策の名称	第一種特定製品の管理者のフロン類算定漏えい量等の報告
担当部局・評価者	環境省地球環境局地球温暖化対策課長 和田 篤也 電話番号:03-5521-8329 E-mail: furon@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 三木 健 電話番号:03-3501-4724 E-mail: gyoumu-ozone@meti.go.jp
評価実施時期	平成25年4月5日(分析対象期間:法律施行後5年)
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	フロン類の排出を抑制するため、第一種特定製品の管理者に第一種特定製品の適正な管理によるフロン類の管理の適正化を求める。
内容	相当程度多くフロン類を漏えいさせた第一種特定製品の管理者に対して、毎年度、事業所管大臣へのフロン類の漏えい量等の報告義務を課すとともに、事業所管大臣から当該報告に係る通知を受けた主務大臣は、フロン類の漏えい量を公表することとする。
関連条項	第19条～第26条、第37条第4項、第49条第6項
必要性	平成21年の経済産業省調査により、冷凍空調機器の使用中に、これまでの想定を大きく上回る規模で冷媒フロン類が漏えいしていることが判明(2020年の冷凍空調機器からの全排出量の6割に上る見込みであり、廃棄時を上回る想定)した。現行法は冷凍空調機器の整備時及び廃棄等時のフロン類回収・破壊のみの対策であることから、今般、機器使用時にも適正な機器の管理により漏えいを防ぐことが必要。
費用	
遵守費用	・対象事業者において、排出量把握、報告に係る費用が発生する。
行政費用	・国において、報告の集計・公表等にかかる費用が発生する。
その他の費用	・その他、特段の費用は想定されない。
便益	・大規模にフロン類を漏えいしている第一種特定製品管理者からの報告を求め、公表することで、管理者の自覚、自主的な管理努力を促し、第一種特定製品使用時の機器からの漏えい抑制につなげることができる。 ・第一種特定製品の保有状況の把握にもつながることから、間接的に、廃棄等時の回収委託義務に対する管理者の自覚も促すことができる。

想定される代替案		
代替案①	全ての第一種特定製品の管理者に対し、漏えい量に関わらず一律に漏えい量等の報告を求める。	
	費用	
	遵守費用	・全ての事業者において、排出量把握、報告に係る費用が発生する。
	行政費用	・国において、報告の集計・公表等にかかる費用が発生する。
	その他の費用	・その他、特段の費用は想定されない。
	便 益	・管理者の自覚、自主的な管理努力を促し、第一種特定製品使用時の機器からの漏えい抑制につなげることができる。 ・第一種特定製品の保有状況の把握にもつながることから、間接的に、廃棄等時の回収委託義務に対する管理者の自覚も促すことができる。
代替案②		
	費用	
	遵守費用	
	行政費用	
	その他の費用	
	便 益	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
<p>【費用】 ・事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生するが、改正案は報告対象者を大規模に漏えいした者に限定するのに対して、代替案は漏えい量が少ない事業者にも一律に報告を求めることになるため、より大きな費用が発生する。</p> <p>【便益】 ・代替案、改正案とも、第一種特定製品の使用時におけるフロン類排出によるオゾン層破壊及び地球温暖化影響を抑制する効果が期待される。代替案は漏えいの多寡に関わらず報告を求めるものであるためより多くの管理者の自覚を促すことにつながるが、漏えい量の少ない事業者に対して報告義務を課すことによって得られるフロン類の排出抑制効果は限定的と思われる。 全ての管理者に報告を求めることは、社会的コストが大きい割にその便益は限定的となる可能性がある。発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類排出の抑制が比較的少ない費用で達成されることから、当該規制は適切である。</p>

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において審議がなされ、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。

「今後のフロン類等対策の方向性について」(平成25年3月中央環境審議会意見具申)(抄)

Ⅱの3の(2)

「<②冷媒漏えい量の報告制度の導入>

機器ユーザーによる管理を実効的なものとし、多種多様な機器の管理を機器ユーザーに促すため、一定以上の冷媒フロン類を漏えいした事業者による冷媒フロン類の漏えい量の国への報告を求め、国において公表する。」

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考

規制に係る事前評価書（要旨）

【特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案】

規制の内容	第一種特定製品の管理者のフロン類算定漏えい量等の報告		
担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課 電話番号：03-5521-8329 E-mail：furon@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課 電話番号：03-3501-4724 E-mail：gyomu-ozone@meti.go.jp		
評価実施時期	平成25年4月5日（分析対象期間：法律施行後5年）		
規制の目的、内容及び必要性等	【目的】 フロン類の排出を抑制するため、第一種特定製品の管理者に第一種特定製品の適正な管理によるフロン類の管理の適正化を求める。		
	【内容】 相当程度多くフロン類を漏えいさせた第一種特定製品の管理者に対して、毎年度、事業所管大臣へのフロン類の漏えい量の報告義務を課すとともに、事業所管大臣から当該報告に係る通知を受けた主務大臣は、フロン類の漏えい量を公表することとする。		
	【必要性】 平成21年の経済産業省調査により、冷凍空調機器の使用中に、これまでの想定を大きく上回る規模で冷媒フロン類が漏えいしていることが判明（2020年の冷凍空調機器からの全排出量の6割に上る見込みであり、廃棄時を上回る想定）した。現行法は冷凍空調機器の整備時及び廃棄等時のフロン類回収・破壊のみの対策であることから、今般、機器使用時にも適正な機器の管理により漏えいを防ぐことが必要。		
	関連条項	第19条～第26条、第37条第4項、第49条第6項	
想定される代替案	代替案① 全ての第一種特定製品管理者に対し、漏えい量に関わらず一律に漏えい量等の報告を求める。		
	代替案②		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	・対象事業者において、排出量把握、報告に係る費用が発生する。	・全ての事業者に、排出量報告に係る費用発生。	
(行政費用)	・国において、報告の集計・公表等にかかる費用が発生する。	・国に、報告の集計・公表等に係る費用発生。	

	(その他の社会的費用)	・その他、特段の費用は想定されない。	・その他、特段の費用は想定されない。	
規制の便益	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の事業者について、管理者の自覚、自主的な管理努力を促し、第一種特定製品使用時の機器からの漏えい抑制につなげる。 ・第一種特定製品の保有状況の把握につながり、間接的に、廃棄等時の回収委託義務に対する管理者の自覚も促す。 	<p style="text-align: center;">代替案①の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの事業者について、改正案と同様の便益が期待できる。 	<p style="text-align: center;">代替案②の場合</p>	
<p>政策評価の結果</p> <p>(費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>【費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生するが、改正案は報告対象者を大規模に漏えいした者に限定するのに対して、代替案は漏えい量が少ない事業者にも一律に報告を求めることになるため、より大きな費用が発生する。 <p>【便益】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替案、改正案とも、第一種特定製品の使用時におけるフロン類排出によるオゾン層破壊及び地球温暖化影響を抑制する効果が期待される。代替案は漏えいの多寡に関わらず報告を求めるものであるためより多くの管理者の自覚を促すことにつながるが、漏えい量の少ない事業者に対して報告義務を課すことによって得られるフロン類の排出抑制効果は限定的と思われる。 <p>全ての管理者に報告を求めることは、社会的コストが大きい割にその便益は限定的となる可能性がある。発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類排出の抑制が比較的少ない費用で達成されることから、当該規制は適切である。</p>			
有識者の見解その他の関連事項	<p>中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において審議がなされ、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。</p> <p>「今後のフロン類等対策の方向性について」(平成25年3月中央環境審議会意見具申)(抄)</p> <p>Ⅱの3の(2)</p> <p>「<②冷媒漏えい量の報告制度の導入></p> <p>機器ユーザーによる管理を実効的なものとし、多種多様な機器の管理を機器ユーザーに促すため、一定以上の冷媒フロン類を漏えいした事業者による冷媒フロン類の漏えい量の国への報告を求め、国において公表する。」</p>			
レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。			

備 考

--